

仙台市長 郡 和子 様

農地等利用最適化推進施策の  
改善に関する意見書

令和8年7月

仙台市農業委員会  
会長 赤間 敬



## 第1 趣 旨

我が国の農業経営を取り巻く環境は、農業者の高齢化や後継者不足、遊休農地の発生、鳥獣被害の拡大や近年の異常気象など極めて厳しい状況にあります。また、農畜産物の価格は依然として安定せず、さらに、国際情勢の著しい変化により、肥料などの農業生産資材や飼料、燃油等の価格高騰が続き、農業経営に深刻な打撃を与えています。その結果、農業生産基盤の脆弱化が進行し、産業としての農業の衰退が懸念されるなど、大きな課題に直面しています。

このような状況の中で、本市の農業・農村は広大な農地と恵まれた立地条件のもと、109 万市民への食料の安定供給を担い、県内でも有数の農業産出額を上げるとともに、環境保全などの重要な役割を果たしてきました。

今後も、本市農業が持続的に発展していくためには、農業者の自助努力はもとより、本市農政においても顕在化している諸問題の解決を図るとともに、農業者や消費者、関係機関などが強く連携し、食と農業を取り巻く問題について広く議論できる環境を整えることが求められています。また、新たな経済・社会情勢や国の農業政策の変革に的確に対応できる農業経営の実現に向け、更なる施策の充実・強化も必要です。

そのため、本農業委員会では、本市農業・農村の活性化の基盤となる農地等の利用の最適化を効率的かつ効果的に推進するため、農業者、農業団体からの意見・要望を踏まえ、特に重要となる①担い手への農地利用の集積・集約化、②遊休農地の発生防止・解消、③担い手支援の充実強化、④地産地消の推進、⑤鳥獣被害対策、⑥再生産可能な水田農業の推進、⑦農業関連施策の充実の7項目について、改善及び継続が求められる施策を農業委員会の総意として本意見書に取りまとめました。

つきましては、本市農政に係る令和9年度の施策立案や予算編成に当たり、特段のご配慮を賜りますとともに、農業者が生産意欲と将来への明るい展望を持ち、安心して農業に取り組めるよう、国・県に対してより一層の農業施策の拡充を強く求めることを要望し、提出いたします。

## 第2 事項

### 1 担い手への農地利用の集積・集約化

農業の生産性を高め競争力を強化するには、農業用施設の整備・改善、担い手への農地の集積・集約化を更に加速し、規模拡大や生産コスト削減など、収益性の高い農業の実現を目指していく必要があることから、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 農地中間管理事業については、農用地利用集積等促進計画によるものに変更となったことから、市は農地中間管理機構と連携のうえ、制度や手続きについて引き続き丁寧に周知・啓発を行うこと。
- (2) 令和7年3月に策定された地域計画については、10年後に目指す地域の農地利用の達成に向けた取り組みを進めていくこととなるが、10年を待たずして農業を担う者が現状から大幅に変更となる可能性も高い。今後、地域の実情を踏まえた計画のブラッシュアップを行うとともに、多様な耕作者の掘り起こしも含め、各地区における計画実現に向けた取り組みについて、必要な協力と支援を行うこと。
- (3) 担い手にとって大きな負担となっている用排水路の浚渫や畦畔の草刈りなどの共同作業は、農地集積・集約化の支障にもなっていることから、市や土地改良区においてU字溝を設置するなどの水路改良工事を計画的に実施するとともに、地域の共同作業の位置付けの重要性に関して地域の意識の醸成に努め、併せて、非農家や集落外からの多様な人材が参画できるシステムを構築すること。

また、農地の保全や遊休農地解消などの農村の集落機能の維持に有効である日本型直接支払制度については、更なる活用の推進と、予算の拡充を図ること。

- (4) 認定農業者等の担い手へ農地の集積・集約が進み、それに伴って農業用機械も大型化しているが、農道が狭く大型機械が入ることができない地域がある。大型機械での作業が円滑にできるよう農道の拡幅などの条件整備を進めること。

### 2 遊休農地の発生防止・解消

農地は市民に多様な農産物を供給する基盤であるとともに、防災機能や自然環境の形成など、多様な役割を果たしており、その安定的な利活用と保全が重要である。このことから、農地の有効利用を促進するため、遊休農地の発生防止に向けた指針を示したうえで、地域特性に応じた収益性の高い農業が持続的に展開できるよう、必要な施策を講

じるとともに、農地の条件整備や担い手の育成・確保など、遊休農地の発生防止・解消のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 遊休農地の発生が加速度的に進むことが懸念されるため、中山間地域に多く点在する小区画や不整形、傾斜地等の農業生産条件の不利な農地については、ほ場条件の改善を図るため、国の農地整備に関する事業を積極的に活用するよう、引き続き努めること。
- (2) 高齢化や担い手不足などにより農地の維持管理活動に支障が生じている中山間地域において農業者が遊休農地の解消及び維持管理に円滑に取り組むことができるよう、多面的機能支払交付金制度の手続の簡素化について、引き続き努めること。
- (3) 河川敷にある農地は、水害などにより遊休農地になりやすい状況であり、水害で被害を受けた農道への砂利敷きや倒木・雑木の伐採除去などを行うとともに、農地保全の手段について国土交通省と協議し、農地が適切に利用できる環境を整えること。

また、河川が土砂の堆積で浅くなることにより水害を誘発しているため、浚渫等の整備について、国土交通省に対し、引き続き強く働きかけを行うこと。

- (4) 遊休農地を活用した農産物の生産に取り組む農業者に対し、営農指導、農地復元に関する費用の助成等、必要な協力や支援を行うこと。

また、遊休農地の有効活用として、本市の特産品となるような農産物を開発し、本市の特産品として市内外へのPRを充実させ、ブランド化を進めること。

- (5) 畑の遊休農地が増加していることから、賃貸借の斡旋が円滑に進むような施策を講じること。

### 3 担い手支援の充実強化

農家戸数や農業労働力の減少、農業従事者の高齢化が進む中で、地域計画における担い手の確保や、認定農業者、女性・青年農業者の育成を進めるとともに、新規参入を促進し、多様な担い手を育成するため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 認定農業者が再生産可能な収入を確保し、継続的かつ安定的に農業経営を行っていくことができるよう、各種支援制度の拡充を図るとともに、制度の周知と利用促進のPRを積極的に行うなど、引き続き支援制度の利用促進に努めること。

また、小規模農家等においては、個々の農業者が農業機械を導入・更新するため

の支援制度は限られており、経営の持続が困難な状況がみられることから、意欲あるすべての農業者が経営を持続、活躍できるよう、支援策の構築を図ること。

- (2) 新規就農者への支援である市独自の施策「小規模機械導入事業」についてはその拡充を図るとともに、他都市における新規就農者への支援策を参考にし、土壌改良整備費、生産施設の整備等にも市独自の助成や支援を拡充し、総合的な人材育成・確保対策を講じること。

また、親元での新規就農者を増やし、農業を継続するために、各種助成制度の対象範囲を親元での新規就農者にも拡大するとともに、新規就農者育成総合対策（経営発展支援事業・経営開始資金）に関する年齢制限の緩和について、国に要望すること。

- (3) 新規参入者が孤立することなく地域に定着できるよう、就農後の農業経営支援や、農業技術向上のためのサポート体制を充実するとともに、国・県・市等における新規就農者の補助・支援制度の最新情報を提供すること。

また、初期投資の負担を軽減するため、離農者等から農業用機械・施設・作業場等を仲介する仕組みを構築するとともに、中古農機具等のメンテナンス費用や購入に対する助成制度を設けること。

- (4) 経営規模の大小にかかわらず意欲を持って農業に新規参入する者を地域内外から取り込むことが重要であることから、副業的な営農者や自家消費を目的とした新規就農者に対しても、多様な担い手として位置づけ、営農が継続できるよう適切に育成・支援を行うこと。

## 4 地産地消の推進

本市では、米を中心に麦・大豆等を組み合わせた土地利用型農業をはじめ、野菜、花き、畜産等、多様な農業が展開されており、今後も地域農業が持続的に発展していくため、市農産物の更なる消費拡大への支援を図られたい。

また、食育という観点に加え、農業者が『仙台』という大消費地に地場産品を安定的かつ大量に供給し、適切な利益を得られる施策の展開を図られたい。

- (1) 市内産農産物への理解を深めるため、引き続き市内農産物の活用をテレビ、新聞、SNS等でPRし、直売による地産地消を進めるとともに、小売店・飲食店・ホテル・病院等での市内産農産物の利用・販路拡大のほか、食品事業者と連携した加工品への利用促進等、消費拡大を図るうえで必要となる施策を継続して講じること。

- (2) 学校給食への米の提供については、環境保全米の栽培に経費がかさむことから、60kg あたり 250 円である補助額の増額に努めるとともに、農業者にも制度の普及を図り、引き続き生産拡大に努めること。
- (3) 地産地消の推進については、農業の楽しさや癒しの魅力を発信することが必要であり、消費者が栽培や収穫などの農作業を体験できる機会や、消費者と農業者との交流の場を提供するとともに、小学生の段階から、農業が職業の選択肢の一つとして意識されるよう、引き続き食農教育の推進に努めること。

## 5 鳥獣被害対策

本市の西部中山間地域は、農業者の高齢化や担い手不足、ほ場条件の悪さに加え、イノシシ、サルやクマによる農作物被害が拡大している。捕獲や電気柵設置等の防護対策が講じられているものの、施設の維持や更新に係る費用と労力の確保が課題となっているほか、鳥獣被害による営農意欲の低下にも繋がり、経営規模の縮小や離農などによる、農業・農村の活力低下が一層懸念されている。

また、東部地域においてもカラス、カモ等の鳥類や、ハクビシン等による野菜への食害が発生していることから、市全域において次の取り組みについて対応を図られたい。

- (1) 鳥獣被害防止対策の助成制度については、電気柵やワイヤーメッシュ柵の設置、捕獲器具の購入費用が高額になるため、規模が小さい場合でも助成率が低くならないよう、総延長ではなく設置金額に応じた助成とするとともに、助成率の向上を図り、農業者の要望に十分対応できる予算を確保すること。
- (2) イノシシやクマの被害防止のための草刈りで多面的機能支払交付金を使い切り、他の活動に使えない地区が見受けられることから、助成額の拡大について強く国へ働きかけを行うこと。

また、農作物被害防止のために市で導入した野生動物追払装置の設置効果について、実証結果の共有を図ること。

なお、効果が得られた場合の市での設置拡大について速やかに実施すること。

- (3) 関係機関と連携のうえ、鳥獣被害の実態把握に努めるとともに、個体数の抜本的な削減策を講じるなど、地域全体で取り組む被害防止対策の一層の強化を図り、農業者の負担軽減に向けた措置を引き続き行うこと。
- (4) 鳥害による野菜の食害などが拡大している中、抜本的な対策が見つかっていないため、引き続き他都市の先進事例を調査し、適切に実施すること。

## 6 再生産可能な水田農業の推進

令和6年の令和のコメ騒動に端を発した品不足感等による米価の高騰や、令和7年の備蓄米の放出など、コメを取り巻く環境の急激な変化により、稲作農家の経営が不安定になっていることから、再生産可能な水田農業の推進のため、次のことについて対応を図られたい。

- (1) 生産調整を見直す方針とされているが、農業経営を継続していくためには、米価の安定が強く望まれており、特に主食用米の価格変動は、生産者の経営を直撃し、地域農業の存続のみならず、国民の食生活にも強く影響する。そのため、農業者が経営困難にならないよう、所得補償制度等の再生産が可能となる制度を創設するとともに、消費者の理解が得られるような価格形成の実現に向けた仕組みづくりについて、国に強く申し入れること。

また、国の方針や新たな政策が展開された際には、市として農業者へ広く、速やかな周知に努めること。

- (2) 米価の乱高下や高騰は農業者の経営を著しく不安定にしており、安定した米価の実現のためには適切な需給バランスの調整、生産から消費までの流通の円滑化が必要であるため、業務用米や主食用米、水田活用による大豆や麦の生産など需要に応じた生産調整に取り組む農業者に対し、農業資材等への支援策を講じること。
- (3) 主食用米の需要低下や米価下落への対応策の一つとして、関係団体と連携し、転作作物等のブランド化や、販売経路の確立、世界の経済情勢や円安の状況を踏まえ、国等に対して販路の確保を要請するとともに、これらに対する助成を行うことで、担い手の経営安定を図ること。
- (4) 近年、毎年のように記録を更新する猛暑が続いており、米の収穫量の減少や品質低下が懸念されている。今後も高温傾向は続くことが考えられるため、県と連携し、高温耐性品種の研究や導入支援に加え、高温下での営農に対する技術支援等を講じること。

## 7 農業関連施策の充実

- (1) 公共用地（市道等法面、下水道敷地、雨水路周囲等）については、草刈りが適切に行われずイノシシやクマの隠れ場所や害虫の発生につながるなど隣接農地に悪影響を及ぼしている場合が多々見受けられることから、適切な管理を行うよう、各管理者へ申し入れを行うこと。

- (2) 国際情勢の影響で、農業用資材・飼料・燃油・電気料等の価格の高騰が長期化している。国・県・市からの支援策については、継続して実施すること。

また、電気で稼働する農業用施設のランニングコストが嵩むことで、土地改良区の運営にも支障が生じており、農業者の負担増が懸念されることから、令和7年度に引き続き土地改良区に対する経費の助成などを行うこと。

更に、ナフサ等の不足により、農業用資材は価格の高騰のみならず、入手が困難な状況になっていることから、早急に国に対策を強く申し入れすること。

- (3) 本市においては女性農業委員の割合が、農業委員19名中3名(16%)と、市が目標としている30%に届いていない状況にある。任命権者である市は、令和9年度の改選を見据え、女性委員の比率が高められるよう、積極的に地域への働きかけに努めること。

- (4) 多くの作物の生育にとって夏場が成長期であり、豊かな収穫に繋げるためには、夏場の農作業が非常に重要であるが、近年、猛暑により農作業中における熱中症が多発し、命に関わる状況になっている。このため、今後の持続可能な農業の実現を見据え、農業者が安全に生産活動に従事できるよう、農作業における熱中症対策への補助金制度を設ける等、市独自の施策を講じること。

- (5) 昨年から市内におけるツキノワグマによる被害は増大しており、農作物に対する被害だけではなく作業中の農業者自身の安全も脅かされている状況である。現状、国を初め様々な対策が講じられているところではあるが、ハンターや里山を管理する人手不足等により、今後もツキノワグマの頭数は増えることが予想されることから、個体数調整管理の積極的な実施について関係機関に申し入れること。

また、市における農作業中の農業者の安全対策について引き続き強化・継続されるとともに、積極的な情報提供に努めること。

以上の施策を総合的に推進し、本市農業の持続的発展と農村の活性化を図られたい。